

令和5年横審第12号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年1月12日08時30分

愛知県伊良湖岬南西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	モーターボートB
総トン数		11トン	
登録長		16.99メートル	6.80メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力			103キロワット
漁船法馬力数		502キロワット	

### 3 事実の経過

Aは、操舵室を船体中央部に配置したしらす機船船びき網漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部中央に舵輪、その前方にレーダー、魚群探知機及びGPSプロッターをそれぞれ配し、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和5年1月12日04時00分愛知県日間賀漁港を発し、三重県答志島北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、06時30分頃前示の漁場に到着して操業を行ったものの、漁獲が得られなかったので、操業を中断して遠州灘の漁場に移動することとし、08時15分漁場を発進して3海里レンジに設定したレーダーを作動させ、伊良湖岬西方沖合を東行したのち、08時26分少し過ぎ伊良湖岬灯台から274度（真方位、以下同じ。）1.2海里の地点で、針路を133度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

08時28分僅か前a受審人は、伊良湖岬灯台から260度1,770メートルの地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、Bを視認することができ、同船が同じ方向を向いたままほとんど移動しないことから、漂泊中であることが分かる状態で、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したときにレーダー画面を一瞥して船舶の映像を認めなかった

ことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく続航し、08 時 30 分伊良湖岬灯台から 226 度 1, 410 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力で、その船首が B の船尾に、後方から平行に衝突した。

当時、天候は晴れで風力 2 の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、B は、船体中央部に操縦区画を配置し、船外機を有する F R P 製モーターボートで、同区画右舷寄りに操縦ハンドル及び機関遠隔操作レバー、同ハンドル前部上方に G P S プロッター兼魚群探知機をそれぞれ備え、b 受審人が 1 人で乗り組み、知人 3 人を乗せ、釣りの目的で、全員が救命胴衣を着用し、船首 0.3 メートル船尾 0.8 メートルの喫水をもって、同日 07 時 05 分愛知県衣浦港の係留地を発し、伊良湖岬南西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、前示の釣り場に到着し、08 時 20 分衝突地点付近で、機関を中立運転として船首が南東方を向いた状態で漂泊を始め、釣りの準備を行ったのちに釣りを開始した。

b 受審人は、右舷船尾部で船首方を向き、物入れの蓋に腰をかけた姿勢で釣りをを行い、08 時 28 分僅か前衝突地点で、船首が 133 度を向いていたとき、正船尾 1,000 メートルのところ A を視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り場に到着したときに周囲に船舶を認めなかったことから、依然として接近する他船がいなく、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b 受審人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近し

ても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、08時30分  
僅か前同乗者の声で至近に迫ったAを認めたものの、どうすることも  
できず、Bは、船首が133度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aはプロペラシャフトの曲損等を生じたが、のちに修  
理され、Bは船尾外板に破口及び操縦区画の圧壊等を生じ、b受審人  
が右大腿部挫創を負った。

#### (航法の適用)

本件は、伊良湖岬南西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝  
突したもので、付近海域は海上交通安全法の適用区域であるが、同法に  
は本件に適用される航法規定がなく、一般法である海上衝突予防法が適  
用されることになる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係について  
の航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員  
の常務により律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、伊良湖岬南西方沖合において、航行中のAが、見張り不  
十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見  
張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置  
をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、伊良湖岬南西方沖合において、次の漁場に向けて航行す  
る場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべ  
き注意義務があった。ところが、同人は、定針したときにレーダー画面  
を一べつして船舶の映像を認めなかったことから、航行の支障となる他  
船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失によ

り、漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、伊良湖岬南西方沖合において、釣りをを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、釣り場に到着したときに周囲に船舶を認めなかったことから、依然として接近する他船がないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月11日

横浜地方海難審判所

審判官 米 倉 毅